| | |
|---|---|
| 3　関東管区警察局長は、犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年に係る事件があると認めるときは、速やかに、サイバー特別捜査隊に、関係都道府県警察の少年警察部門への当該事件の移送又は引継ぎを行わせるものとする。この場合において、適切な捜査又は調査が行われるよう、サイバー特別捜査隊に、当該少年警察部門に対する必要な支援を行わせるものとする。 | ［項を加える。］ |
| 4　関東管区警察局長は、前項の規定にかかわらず、適切な捜査の実施のため必要と認められる場合には、サイバー特別捜査隊の警察官に、犯罪少年に係る事件の捜査を行わせることができる。この場合において、少年の特性に配慮した捜査が行われるよう、サイバー特別捜査隊に、関係都道府県警察の少年警察部門との緊密な連携を保たせ、当該少年警察部門に属する警察官に対し、当該捜査を行う警察官に対する必要な支援を求めさせるものとする。 | ［項を加える。］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（ＤＮＡ型記録取扱規則の一部改正）

**第二十条**　ＤＮＡ型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）<br>**第八条**　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者ＤＮＡ型記録等の作成、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。<br>（訓令への委任）<br>**第九条**　［略］ | ［条を加える。］<br>（訓令への委任）<br>**第八条**　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正）

**第二十一条**　被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成二十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次<br>第一章　［略］<br>第二章　被疑者取調べの監督（第六条―第十一条の二）<br>第三章　［略］<br>附則 | 目次<br>第一章　［同上］<br>第二章　被疑者取調べの監督（第六条―第十一条）<br>第三章　［同上］<br>附則 |